第十九項	第二項第一号イ又はロ	第二項各号
	第四条の二第一項第一号イ又はロ	第四条の二第一項各号
	「第二項第一号イ」	「第二項第一号」
	第四条の二第一項第一号イ」	第四条の二第一項第一号」

○財務省令第三十号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第二十一条第三項の規定に基づき、相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三号書式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○財務省令第三十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三項」に、「第七十条の二の三第二十項」を「第七十条の二の三第二十二項」に改める。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項の規定に基づき、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次条第八項及び第五条第一項」を「次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項」に改める。

第四条第一項中「限る」の下に「ものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む」を加え、「）の」を「）又は第五条の二第一項の」に改め、同項第一号中「この号及び第五項第一号」を「この条及び第五条の二」に改め、同条第三項中「限る」の下に「ものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む」を加え、同条第八項中「第六項第一号」を「第七項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「生じる」を「生ずる」に、「前項第一号」を「前項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「それぞれ次」を「当該各号」に、「生じる」を「生ずる」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第五項の届出をした者　同項第二号から第五号までの届出事項

第四条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号中「（法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一　当該申請等を行おうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。次項第一号及び第五条の二第四項第一号において同じ。）

二　当該申請等に係る認定電子計算機（第五条の二第六項に規定する認定電子計算機をいう。次号において同じ。）の名称

三　当該申請等に係る認定電子計算機について第五条の二第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所

四　当該申請等の種別

五　その他参考となるべき事項